

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

- (6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分
100分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に、当該各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分</u> <u>1</u> <u>00分の1</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に、当該各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3～5 略</p>